

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則案について

公害等調整委員会事務局総務課

1 改正の背景

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等の政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第2号）及び公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議方式」という。）による当事者等の出頭等を可能とするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

（1） 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則

- ① 不服裁定手続（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第1条第2号）の審理期日への事件関係人のウェブ会議方式による出頭を可能とする（第14条の7の2関係）。
- ② 不服裁定手続の進行協議への事件関係人のウェブ会議方式による出頭等を可能とする。ただし、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情がある場合には、音声のみの送受信によることができることとする（第14条の8関係）。

（2） 公害紛争の処理手続等に関する規則

- ① 調停手続への調停委員のウェブ会議方式による関与及び当事者のウェブ会議方式による出頭を可能とする（第14条の2及び第15条の2関係）。
- ② 裁定手続の審問期日への当事者のウェブ会議方式による出頭を可能とする（第41条の2関係）。
- ③ 裁定手続の進行協議への当事者のウェブ会議方式による出頭に関しても（1）②と同様の措置を行う（第43条の4関係）。

3 公布日・施行日（予定）

○公布日：令和6年3月29日

○施行日：令和6年4月1日